

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親が家族の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を集金人に納付してくれたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されたページ及びその前後各5ページを見ると、昭和56年4月30日に申立人を含む10人に同手帳記号番号が払い出されているとともに、当該者に係る国民年金保険料の納付状況及び年金手帳の交付状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続きは、同年4月頃に行われたものと推認できる。この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況について供述を得ることができないほか、申立期間のうち、前述の時効により保険料を納付することができない期間以外の期間については、保険料を納付することが可能であるものの、申立人の母親から当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の補記欄を見ると、「本人 S56. 4月分から納付希望」と記載されており、オンライン記録及び当該被保険者名簿に記録された申立人の国民年金保険料の納付記録と符合している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年2月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

また、申立期間のうち、平成9年3月から17年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から17年4月まで

私は、申立期間当時、契約社員のような形で仕事をしていたが、勤務先から「健康保険及び厚生年金保険に加入してほしい。」との話があり、平成9年2月1日から17年5月16日まで厚生年金保険に加入した。

しかしながら、勤務先からは健康保険証を渡してもらえなかったため、申立期間もそれまでに加入していた国民年金及び国民健康保険の保険料を市役所から送付されてきた納付書で納め続けたので、厚生年金保険料と重複して納付した期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、勤務先で平成9年2月1日に厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を取得し、17年5月16日に同資格を喪失しており、申立人は申立期間において厚生年金保険及び健康保険の被保険者となっている。

また、申立人は、申立期間も国民健康保険に加入していたと供述しているところ、A市及びB市の回答によると、申立人はA市で平成8年1月29日から12年4月15日までの期間及びB市で同年4月14日から19年2月22日までの期間において、国民健康保険の被保険者となっている。

2 申立期間のうち、平成9年2月について、前述のとおり、同年2月1日に厚生年金保険の被保険者となったことから、申立人が納付した同年同月の国民年金保険料は、同年11月12日に還付の決議がされている一方、当該還付金が支払われたことは記録されておらず、当該還付金（1万2,300円）は申立人に支払われていないものと認められる。

しかしながら、C年金事務所は、国民年金保険料の還付事務に関して、「国

民年金保険料還付請求書は、国民年金保険料の還付決議後、納付した被保険者に速やかに送付している。当該還付請求書が未送達となった場合は、市町村の住民基本台帳を確認した上で、再送付している。」旨回答しているところ、A市の「国民年金被保険者台帳」、B市の住民票除票により確認できる申立人の前住所（A市）及び前述のA市における国民健康保険被保険者としての住所に相違が無いことから、申立人に係る国民年金保険料還付請求書が配達されなかったと考えるのは不自然であり、当該還付請求権は2年間の時効期間が経過したために消滅したとみるのが妥当と考えられる。

- 3 申立期間のうち、平成9年3月から17年4月までについて、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格喪失日（平成9年2月1日）の処理は9年2月20日に行われており、A市の「国民年金被保険者台帳」によると、喪失年月日欄には、「職権（9・3・10）H. 9. 2. 1」の記載が確認できることから、同年3月10日頃に行政側が職権により国民年金被保険者資格を喪失させたものと考えられる上、17年6月に国民年金被保険者資格を再度取得するまでの期間に申立人に対して、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、長期にわたり国民年金保険料の納付書が作成されたとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成9年3月から17年4月までの期間は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに上記期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年2月の国民年金保険料を還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。また、申立人が申立期間のうち、9年3月から17年4月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 27 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 4 月から 28 年 11 月まで A 事業所（現在は、B 事業所）で勤務していた。

しかし、日本年金機構からの回答によると、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 27 年 6 月 1 日とされており、申立期間の被保険者記録が無いとのことなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業を受託していた C 社の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が昭和 26 年以前から、A 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 事業所は、「資料が残っていないため、当時の状況については、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人並びに自身が同事業所に就職した頃、既に同事業所で勤務していたと申立人が記憶する同僚 3 人及び自身が同事業所に就職した後に採用されたと申立人が記憶する同僚 1 人を含む 11 人が昭和 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同事業所は、全ての従業員を雇入れと同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 27 年 6 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、回答が得られた 1 人から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。